



「農地等の利用の最適化の推進に関する指針2023」

令和5年12月

加古川市農業委員会

指 針 策 定 年 度	平 成 2 9 年 度	【平成 29 年 11 月 22 日決定】
指針策定(変更)年度	令 和 2 年 度	【令和 2 年 10 月 23 日決定】
指針策定(変更)年度	令 和 5 年 度	【令和 5 年 12 月 19 日決定】

加古川市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針 2023」

令和 5 年 12 月 19 日

加古川市農業委員会

第1 基本的な考え方

平成28年4月に、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）が改正されたことにより、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

加古川市では、温暖で災害も少ない恵まれた気候のもと、水稻を主体とする農業生産が行われており、また、都市近郊の立地を生かした施設野菜、花き、畜産、果樹などの生産への取り組みも見られる。

主に、市北部では、集落営農組織が地域の担い手となつてはいるものの、農家の大部分は第2種兼業農家であり、零細経営が多く、農業者の高齢化や後継者の不足、加えて新たな担い手の不足、相続等による土地持ち非農家、不在地主の増加等が大きな問題となっている。また、既存の担い手も既に多くの農地を預かっていることから、新たな農地の受け入れが困難な状況であることなども、遊休農地の解消や担い手への農地利用の集積・集約化を鈍化させている要因となっている。

さらに、新たな担い手の発掘についても、新規参入希望者のニーズに応えられる条件が整っていないことなどから、環境整備に力を注ぐ必要があり、関係機関との情報交換やフォローアップ体制の確立が急務となっている。

全体的には、遊休農地の増加や農業人口・担い手不足の根底には、かつての減反政策も含め、米価低迷による農業意欲の喪失があると思われる。

以上のような観点から、地域の強みをいかしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、加古川市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正農業経営基盤強化促進法（以下「改正基盤法」という。）第5条第1項に規定する兵庫県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する加古川市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動目標については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号（一部改正令和5年3月1日付け4経営第2762号、令和5年5月29日付け5経営第591号）農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号（一部改正令和5年3月9日付け4経営第2784号）農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	2,286 ha	6.6 ha	0.29 %
3年後の目標 (令和8年4月)	2,226 ha	5.6 ha	0.25 %
目 標 (令和15年4月)	2,085 ha	≒0 ha	≒0.00 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消にむけての課題

加古川市においても、農業者の高齢化、後継者や担い手不足が顕著であり、また、相続により、市外に居住する農業経験のない所有者が増加している。その結果、農地所有者における農地に関する適正管理、有効利用に対する意識がかなり希薄になっており、遊休農地の解消の妨げになっている。

また、相続登記の義務化により、所有者の把握は正確に行えるが、相続放棄や相続人不存在等の増加が懸念されるなど、新たな課題が想定される。

「農地を活かし隊」活動を通じて、遊休農地の解消が図られているが、それ以上に発生速度が上回っている状況が続いており、大きな課題となっている。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 市内6ブロックに分けて活動する「農地を活かし隊」活動による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- 地域毎に「農地を活かし隊」活動を定期的に行い、農地の利用状況の把握に努めるとともに、農地パトロールを継続的に実施し、違反転用や遊休農地の早期発見、早期解消に向け、所有者に指導（口頭・文書）を行う。
- 各地区農業団体長とともに、啓発活動に力を注ぎ、地元農業団体長と利用状況調査を実施し、利用状況の把握、所有者が今後どうしたいのかについての意向確認データを収集し、方向性を見出す。

また、「農地を活かし隊」活動に地元関係者も参加してもらい、地元と認識を統一した活動を行う。

- 相続登記の義務化により、所有者が把握しやすくなるため、農地の適正管理の周知徹底と農地所有の意識づけの強化を図る。また、相続による農地取得の届出の際には、農地の現地把握（場所の特定）を促すとともに、将来的な農地利用の意向を確認し、誰がどのように耕作又は管理するのかを聞き取り、さらに地域のルール等を把握するよう依頼し、所有者としての責務を説明する。特に、所有者が市外在住となる場合には、利用意向調査を行う等、遊休農地化しない方策を講じる。
- 遊休化のおそれのある農地のデータ化と有効利用に向けた「加古川市農地情報バンク」（(株)ふぁーみんサポート東はりま）、JA 加古川市南の「アグリサポート」（農業機械の貸し出し事業）の活用を普及啓発する。

② 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。
- 加古川市の非農地判断基準（平成 30 年 11 月制定）に基づき、地元農業団体、水利組合、土地改良区等と農地所有者に土地利用意向調査や意見聴取等を行い、適正管理ができていない農地について、農業委員会自ら期限を定め、非農地判断の可否にかかる方向性を示し、所有者への指導を行う。
- 所有者への指導の結果を基に、非農地判断基準と照らし合わせ、関係機関と調整会議を開き、対応を検討するとともに、現況課税の説明を行うことも含め、所有農地の管理の重要性を伝え、改善が見込めない場合については、非農地判断を積極的に行う。

③ その他

- 営農組合員の高齢化により、預かった農地を所有者に返す動きが加速すると考えられ、急激な遊休農地の増加が懸念される。地域を巻き込み、早急に新たな方策を検討する。
- 地域計画等の話し合いの中で、山裾等の傾斜地にある未利用農地の利活用について検討する。
- 市内の営農組合が収益性の高い作物を連係して作付けすることにより、遊休農地の解消と知名度の向上、ブランド化を図る。
- 高齢や後継者がいない等の理由で、保全管理ができない農家が増加していることから、草刈り等の依頼に対応できる農業関係組織への支援を市とともに進める。
- 市街化区域農地や都市近郊部の市街化調整区域の農地（農振区域外・農振白地）の遊休農地については、市や JA 等と連絡し、市民農園や防災農地等への活用を図る。

(4) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	2,286 ha	627 ha	27.4 %
3年後の目標 (令和8年4月)	2,226 ha	757 ha	34.0 %
目 標 (令和15年4月)	2,085 ha	834 ha	40.0 %

【参考】担い手の育成・確保 (注1)

	総農家数 (うち、主業農家)	担い手			
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想水準 到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和5年4月)	2,617 戸 (42 戸)	28 経営体	11 経営体	0 経営体	39 団体
3年後の目標 (令和8年4月)	2,617 戸 (42 戸)	31 経営体	14 経営体	0 経営体	39 団体
目 標 (令和15年4月)	2,617 戸 (42 戸)	38 経営体	21 経営体	0 経営体	39 団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、加古川市の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しにあたっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2020年農林業センサスの数値を記入したものである。

注3：目標数値は、市と調整のうえ記入した。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けての課題

既存の担い手の多くが集落営農組織のメンバーであるが、高齢化が進んでおり、後継者も育っていない現状から、解散する組織もあり、現在、集積・集約できている農地も、数年後の営農維持が困難になるおそれがある。については、新たな担い手の確保や後継者の育成が急務である。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の策定・見直しについて

- 農業委員会は、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業のあり方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の策定と見直しに市と連携して主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との関係について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、JA 等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行い、農用地利用集積等促進計画の策定に参画する。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換や利用権設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤ その他

- 担い手の集積に大きな課題となっているのが、担い手の育成・確保であり、集落営農組織のメンバーの高齢化が深刻な問題となっているため、JA 等と連携を図りながら、新たな体制作り（定職のある人、土日みの活動等多様な人材活用形態、働き方）を検討する。
- 農地利用の集積・集約化を進めるため、未利用農地の適正管理、担い手の育成、地元とのマッチング等を、関係機関と連携して取り組む。
- 担い手に対し、どのような支援策等があるのか、市のホームページや「農委だより」等を有効に活用し周知を図る。
- 既存の担い手の 10 年後の問題点等を精査し、既存の担い手への支援策の拡充等を検討しながら、早期に対応を考えておく。
- 担い手が安心して安定した農業ができるよう、支援策等（国・県・市の補助事業等）を最大限にいかせる対策を検討するとともに、関係機関と連携し手厚い支援が可能となるよう働きかける。

(4) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 (注)

	新規参入者数 (個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数 (法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (令和5年4月)	50 人 (17.4 ha)	16 法人 (11.3 ha)
3年後の目標 (令和8年4月)	85 人 (24.6 ha)	25 法人 (18.8 ha)
目 標 (令和15年4月)	168 人 (41.4 ha)	47 法人 (36.5 ha)

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、加古川市内における経営体数を試算した。

(2) 新規参入の促進に向けての課題

農地法の一部改正により、下限面積要件が撤廃され、農地取得のハードルが引き下げられたが、その他の許可要件等に変更はなく、「業（なりわい）」としての新規就農者の大幅な増加には繋がっていない。

また、新規参入には、農業知識も必要であるが、高額な農業機械等を購入する資金、天候等にも左右される収量、販路の確立、収益等の不安定要素が多々あり、農業で生計を立てるためのリスクが非常に高く、それらの解消と、安心して参入できる支援が必要である。

加古川市の農業は稲作が中心であり、農業用水も稲作時期に限定されることから、農業用水確保対策が十分検討されてこなかったことが、特に施設・露地園芸農業新経営への新規参入の妨げとなる可能性が懸念される。

(3) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。
- 新規参入のネックとなっている要素を解消するため、関係機関で検討。協議し、利用しやすく継続性のある、市独自の支援策の立案に参画する。
- 地域を離れた若い世代をUターンさせるような、魅力ある施策を関係機関と連携しながら検討していく。
- 実務経験のある農業者による、就農に必要な条件等の確認、地域コミュニティへのつながりを提供等ができる「就農相談窓口」の設置等を検討する。

② 新規就農フェア等について

- 新規就農フェア等の開催情報を、市のホームページ等で積極的に情報提供するとともに、新規就農者の受け入れとフォローアップ体制を整備する。また、ひょうご就農支援センター等が実施する就農希望者向けセミナーや相談会の場において、農林水産課と連携してブ

ースを開設する等、加古川市の支援施策等のPR及び就農相談を積極的に行う。(次項「フォローアップ体制図」参照)

- 農業に興味ある人に、(株)ふぁーみんサポート東はりまが実施している「かこがわ育農塾」等の情報を積極的に発信し、農業体験等を通じて、新規就農者の育成につなげる。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 各地域の農業委員及び推進委員は、新規参入希望者のニーズに合う農地を探し、現地を案内する等、地元の農業者と顔合わせやルール説明を行う等、参入後のサポートを受けやすい環境づくりを行う。(次頁「フォローアップ体制図」参照)

⑤ その他

- 補助金制度や資金融資等、新規就農しやすい財政的な支援策や農機具のレンタル制度等を、県、市、JA等と連携。互いに協力しながら、積極的な周知を行う。
- 加古川農業青年クラブと年数回の意見交換会等を実施し、新設制度等の情報提供を行う。
- 新規就農のネックと考えられるのが、農産物の販売価格が天候に大きく左右され安定しないこと、また、米価にあっては販売価格が生産コスト未満に低迷していることなどが大きな要因である。そこで、新規就農者が積極的に農業を行うと赤字が大きくなる現状を踏まえ、全国農業委員会会長大会等において、全国農業会議所等を通じて関係機関へ農産物価格の引き上げや米麦への交付金増額等の要望を積極的に行う。

(4) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

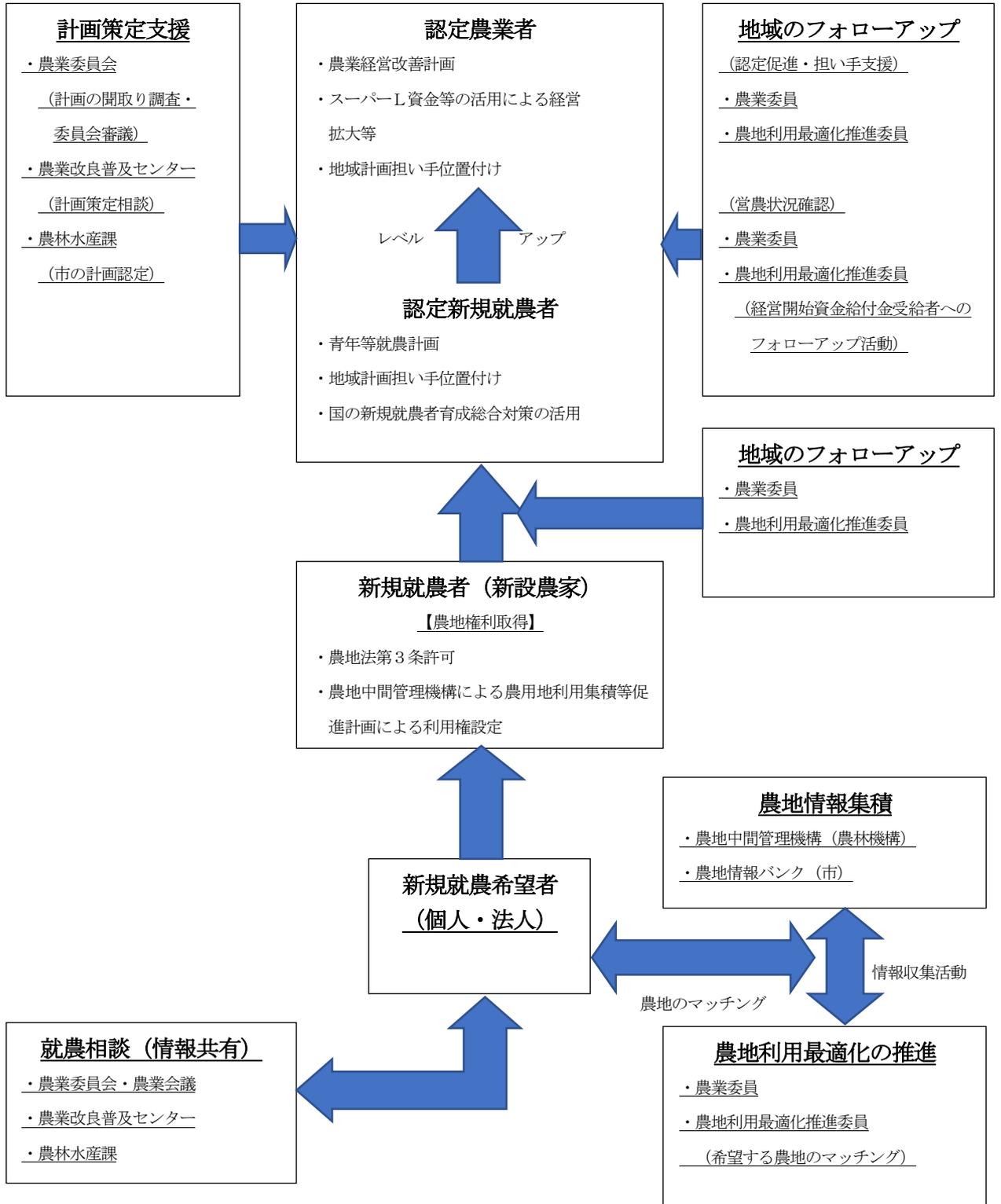
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

加古川市において策定した又は策定予定の「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、加古川市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力

【フォローアップ体制図】





加古川市

～ 加古川市農業委員会のスローガンと活動テーマ ～

- スローガン 『 食を守る・農地を守る・地^{コミュニティ}域を守る 農業委員会 』
- 活動テーマ 『 地域課題等 積極的^にに取り組み
行動する農業委員・農地利用最適化推進委員 』